

浜松市公共交通空白地有償運送ガイドラインの一部改正について

浜松市都市整備部交通政策課

1. 目的および背景

浜松市交通空白地有償運送のガイドラインにおいて、運転者については国が示す要件に加え、本市独自の要件を当会議で協議し追加することで、安全性を担保し運用してきた。

近年、一般の高齢ドライバーにおける交通事故が取り沙汰されている社会情勢に鑑み、安全性を更に高めるための独自要件をガイドラインに追加するため、その内容についてご協議頂きたい。

2. 改正の内容（次頁参照）

主な改正点は以下の通り

1. 運転者要件である適性診断の受験を厳格化する。
2. 車両設備に係る要件を新設し、安全性を担保する。

浜松市公共交通空白地有償運送ガイドラインの一部改正について（案）

	現 行	見直し
運転手の要件	<p>①運転者に登録された者。ただし、第二種運転免許を取得していない場合、以下の要件を上乗せする。</p> <p>②道路交通法違反点数制度による違反点数が3点以下であること。</p> <p>③65歳を超えた運転手については、3年に1回、国土交通大臣が告示で定める適正診断であって、旅客自動車運送事業運輸規則第41条の2及び第41条の3の規定により、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。但し、登録時の受講から3年未満の場合はこの限りではない。</p> <p>④70歳を超えた運転手については、1年に1回教習所等で行う高齢者講習の受講及び定期健康診断の受診を義務付け、所見に異常がない者。なお、定期健康診断において所見有と診断された場合は治療等をさせ、医師からの乗務に係る意見を把握した上で、乗務の可否について事業者が判断し交通会議に報告するものとする。</p>	<p>(現行の規定に、以下の要件を加除する)</p> <p>①運転者に登録された者。ただし、第二種運転免許を取得していない場合、以下の要件を上乗せする。</p> <p>②道路交通法違反点数制度による違反点数が3点以下であること。</p> <p>③65歳を超えた運転手については3年に1回、78歳を超えた運転手については1年に1回、国土交通大臣が告示で定める適正診断であって、旅客自動車運送事業運輸規則第41条の2及び第41条の3の規定により、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。但し、登録時の受講から3年未満の場合はこの限りではない。</p> <p>④70歳を超えた運転手については、1年に1回教習所等で行う高齢者講習の受講及び定期健康診断の受診を義務付け、所見に異常がない者。なお、定期健康診断において所見有と診断された場合は治療等をさせ、医師からの乗務に係る意見を把握した上で、乗務の可否について事業者が判断し交通会議に報告するものとする。</p>
使用車両 資料11-2	<p>1) 車両</p> <p>①バス：乗車定員11人以上の自動車</p> <p>②普通自動車：乗車定員11人未満の自動車 (リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県ナンバーは不可。 <p>なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。 ・自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。 ・登録を受けた自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、様式第1－6号に定める前年4月1日から当年3月31日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年5月31日までに運輸支局に報告すること。 	<p>(現行の規定に、以下の要件を加除する)</p> <p>1) 車両</p> <p>①バス：乗車定員11人以上の自動車</p> <p>②普通自動車：乗車定員11人未満の自動車 (リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県ナンバーは不可。 ・事業に使用する車両にドライブレコーダーを設置するよう努めること。 ・有償運送事業専用の車両を新規に購入する場合は、ASV装置(※)を搭載した車両とするよう努めること。 <p>※先進安全自動車の略称。衝突被害軽減ブレーキや誤発進抑制制御装置等を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込みは、以下に留意して行うものとする。 ・運送事業における事業計画及び運行計画に定めるところに従い行う業務に支障の無い範囲であること。 ・自家用自動車を使用して行う自家用有償旅客運送を補完するものであること。 ・登録を受けた自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）は、様式第1－6号に定める前年4月1日から当年3月31日までに運行委託先の事業者が保有する事業用自動車の持込み使用実績を毎年5月31日までに運輸支局に報告すること。